令和元年7月2日

学校法人札幌大学労働者の過半数代表者の再選挙の実施について

本年6月3日(月)を投票日として実施しました学校法人札幌大学労働者の過半数代表者の選出選挙について、候補者一人の信任投票の結果、信任する者が選挙資格者の過半数に達しなかったため、下記のとおり再選挙を実施することとします。また、その後、選挙管理委員会金誠委員長及び武岡明子委員の退任があり、要領に基づき後任の委員を選任したことを併せてお知らせいたします。なお、この度選出する過半数代表者の任務は、当該要領第2条(任務)にて、次のとおり規定します。

- (1) 就業規則の作成又は変更についての意見書の提出(労基法第90条)
- (2) 衛生委員会委員の推薦(労働安全衛生法第18条)
- (3) その他、関係諸法令等において過半数代表者の任務として規定されている事項 (労基法第36条に規定する時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結を除く)

学校法人札幌大学労働者の過半数代表選挙管理委員会 委員長 堀江育也 委員 高橋健一郎、梅原千尋、近藤幸博

記

1. 選挙資格者

選挙資格者は、本公示日に本学に雇用されている労働者(非正規職員を含む)とし、選挙資格者 名簿に登録された者とします。選挙資格者名簿は、総務部総務人事課(中央棟2階)に備えており 閲覧が可能です。

選挙資格者名簿の閲覧: (本公示日の翌日から起算して1週間)

○7月3日(水)~7月9日(火)午前9時から午後4時まで(土日を除く)

2. 立候補の受付

選挙に立候補できる者は、本学に雇用されている労働者(非正規職員を含む)とします。(理事、副学長、大学院長、学系長、事務局長、部長、課長は立候補できません。)要領に定める「立候補届出書」に所定の事項を記入し、有権者5名以上の推薦を得て総務人事課に届け出てください。「立候補届出書」は総務人事課に備えています。なお、やむを得ない理由の場合には、7月10日(水)前の届け出を可能とします。(土日を除く)

立候補届出書の受付日

○7月10日(水)午前9時から午後4時まで 受付け:総務人事課(中央棟2階)

3. 立候補者の公示

○7月11日(木) 本学ホームページ、イントラネット、公用掲示板(中央棟1階)に掲示

4. 期日前投票(公示日より投票日前日まで)

○7月11日(木)~7月23日(火)

午前9時から午後4時30分まで(土日祝日を除く) 投票所:総務人事課(中央棟2階)

5. 投票

○7月24日(水)·25日(木)·26日(金)3日間

午前9時から午後4時30分まで 投票所:第一会議室(中央棟2階)

6. 選挙結果の公示

○7月26日(金)本学ホームページ、イントラネット、公用掲示板(中央棟1階)に掲示

○問い合せ先 学校法人札幌大学労働者の過半数代表選挙管理委員会

総務人事課人事担当 内線2245 E-mail; jinji@ofc.sapporo-u.ac.jp